

高知大学インキュベーション&イノベーション

イニシアティブ高知規則

令和7年3月15日
規則第83号

(設置)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第29条第1項の規定に基づき高知大学（以下「本学」という。）に機構として設置する高知大学インキュベーション&イノベーションイニシアティブ高知（以下「機構」という。）に関し、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、国立大学法人高知大学経営企画推進機構が立案する戦略のうち研究に関する戦略（以下「研究戦略」という。）を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略に基づく本学における研究推進に関する計画（以下「研究戦略実行計画」という。）の策定及び評価に関すること。
- (2) 研究戦略実行計画に基づく研究の推進に関すること。
- (3) 研究戦略実行計画に基づく研究の支援に関すること。
- (4) その他学長が必要と認めること。

(構成)

第4条 機構は、前条第1項第1号から第3号に規定する業務を実施する組織をもって構成する。

(代表)

第5条 機構に、代表を置く。

- 2 代表は、理事（研究・医療・評価・IR担当）をもって充てる。

(副代表)

第6条 機構に、必要に応じて副代表を置くことができる。

- 2 副代表は、代表が指名する者をもって充てる。
- 3 副代表は、代表を補佐する。

(事務)

第7条 機構に関する事務は、関係各課の協力を得て、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備室)

第2条 この規則の施行日から国立大学法人高知大学経営企画推進機構がその業務が完了したことを承認する日までの間、機構の本格運営に向けた準備として次に掲げる業務を行う高知大学インキュベーション&イノベーションイニシアティブ高知準備室（以下「準備室」という。）を設置する。

(1) 研究戦略実行計画の策定に関すること。

(2) 機構を構成する組織の設置に関すること。

2 準備室に準備室の業務を掌理する室長及び準備室の業務に従事する室員を置き、学長が指名する者をもって充てる。

(高知大学学術研究推進機構規則の廃止)

第3条 高知大学学術研究推進機構規則（平成22年規則第11号）は、廃止する。